

カニなどを勧める

電話勧誘・送り付け商法に注意！

◆相談事例

- ・電話勧誘で海産物を契約。商品が届いたが、値段に見合わない商品だったので、クーリング・オフの通知を送付したが、返金されない。
(年齢不明 女性)
- ・申し込んだ覚えがないのに「商品を発送する」と電話があった。
(70歳代 女性)
など

海産物の電話勧誘や、
送り付け商法に
ご注意ください！



特に、カニなどの海産物の購入機会が増える年末にかけて、こうしたトラブルが増加する可能性がありますので、注意してください。

◆皆さんへのアドバイス

- ・少しでもおかしいと感じたら、きっぱり断りましょう。
- ・電話勧誘で契約したときは、クーリング・オフができます。
- ・断ったのに、商品が届いた場合は受け取り拒否をし、代金を支払わないようにしましょう。
- ・おかしいなと思ったら、一人で悩まず、大阪市消費者センターへ相談してください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ※大阪市内にお住まいの方
(日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は除く)

※消費者ホットライン局番なし「188」でもつながります

●地域講座のご案内

06-6614-7522

主に高齢者を対象として、消費者トラブル事例やその対処法をご説明する講座を行っています。地域の団体の会合などの場に講師を派遣いたしますので、ご希望される方はご連絡をお願いします。

消費生活
相談窓口



メインキャラクター エルちゃん